

**放送業界に係るプラットフォームの在り方
に関するタスクフォース
取りまとめ**

2023年(令和5年)10月18日

目次

1. 基本認識.....	2
2. 課題とその検討の方向性.....	3
(1) 地上放送の放送ネットワークインフラの効率化.....	3
(2) 衛星放送における番組制作.....	5
(3) 放送コンテンツのインターネット配信の推進.....	8
(4) 衛星放送の放送ネットワークインフラの効率化.....	10
(5) 国際発信の強化.....	12
3. 今後の進め方.....	14

参考資料集

- 参考1 開催要綱
- 参考2 開催状況
- 参考3 タスクフォースにおける各検討項目に係る参考資料
- 参考4 ヒアリング資料

1. 基本認識

放送は、有限希少な電波を用いて不特定多数に同時に同じ情報を提供する手段として大きな社会的影響力を有しており、放送事業者は、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）の規定に基づいて、災害情報など公共性の高い情報をあまねく伝えるとともに報道は事実を曲げないですること等の番組準則に則って、「質の担保された情報」を提供する責務を有している。その中で、我が国の放送は、受信料を財源とする公共放送である日本放送協会（以下「NHK」という。）と、主に広告料収入を財源とする地域のローカル局を含めた民間放送事業者（以下「民放」という。）による二元体制の下、互いに切磋琢磨し創意工夫を凝らして質の高い放送番組を制作・放送し、生活や経済活動に欠かせない国民の情報基盤としての使命を果たしてきた。

近年、ブロードバンドやスマートフォン等の急速な普及に伴い、国民・視聴者が社会生活を営む中で必要な情報を入手する方法の多様化が進み、放送等の伝統メディアからインターネットへと移行しつつある。他方、インターネットについては、膨大な情報が氾濫する中で、個々人の考え方に合わない情報からは隔離され自身の価値観の中で孤立してしまうフィルターバブルや、フェイクニュース等の問題が指摘されている。

こうしたフィルターバブルやフェイクニュース等の問題が顕在化するデジタル時代においてこそ、「質の担保された情報」としての放送の価値に対する期待は益々高まっていると言える。また、我が国の放送番組は、コンテンツ産業の 3 割近くを占めており¹、我が国を牽引する産業分野としても期待が高まっている。

国民・視聴者のいないところに放送の未来はない。国民・視聴者の視聴スタイルの急速な変化を明確に意識して、デジタル時代においても放送コンテンツが国民・視聴者に確実に届くために、放送全体で速やかに対応していく必要がある。

特にNHKは、放送法に根拠を置き、その運営や業務について同法で規定され、受信料を財源とする公共放送として、「豊かで、かつ、良い放送番組」²を提供することに加え、放送全体のプラットフォームとして、放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送業界全体の発展に貢献していくことが求められている。

本タスクフォースでは、国民・視聴者の視点に立ち、NHKと民放双方の放送コンテンツが効率的かつ効果的に届けられるようにするための「あるべき姿」の実現に向けた課題とその検討の方向性を提示する。

¹ 「メディア・ソフトの制作及び流通の実態に関する調査（令和 5 年 6 月）」（総務省情報通信政策研究所）によれば、2021 年（令和 3 年）における我が国のコンテンツ産業の市場規模 12 兆 4,719 億円のうち、地上テレビ番組の規模は 2 兆 6,951 億円（21.6%）、衛星・CATV 番組の規模は 8,556 億円（6.9%）となっている。

² 放送法第 81 条第 1 項において、「協会は、国内基幹放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、第四条第一項に定めるところによるほか、次の各号の定めるところによらなければならない。」として、同項第 1 号において「豊かで、かつ、良い放送番組の放送を行うことによつて公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うこと。」と規定されている。

2. 課題とその検討の方向性

(1) 地上放送の放送ネットワークインフラの効率化

<現状>

- ・ NHKは、中波放送と超短波放送のいずれか及びテレビジョン放送が全国において受信できるように措置することが義務付けられている³。民放は、その放送対象地域内で放送があまねく受信できるように努めることとされている⁴。
- ・ 現状、全ての放送事業者がハード・ソフト一致の形態を選択し、自らが免許人としてハード（親局・中継局）を構築し、保有・運用・維持管理している。
- ・ 地上波中継局の「共同利用」の実現を可能とする放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和5年法律第40号）が成立している。
- ・ NHKは、「NHK経営計画（2021-2023年度）」（2023年1月修正）において、「運用共同化」・「共同建設化」を含め、「ネットワークコスト削減等、視聴者の将来負担の軽減につながる先行支出等」として「総額600億円」を計上しているところ。
- ・ 一般社団法人日本民間放送連盟は、中継局の共同利用を最重要課題として掲げ、その前提として、持続的な経済合理性の確保及び地域事情への配慮を求めている。

<課題>

- ・ 国民・視聴者が質の高い放送コンテンツを視聴できる持続可能な仕組み作りとして、放送ネットワークインフラの効率化が必要ではないか。
- ・ 地上波中継局の共同利用については、NHKと民放の自主的な検討を尊重すべきだが、それだけで十分か。全国各地の民放ローカル局の実情を汲みつつ、民放ローカル局の具体的な経営の選択肢を増やすべく、NHKと民放が具体的に協議を進める場が必要ではないか。

<検討の方向性>

- ・ 地上波中継局の「共同利用」の実現を可能とする放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和5年法律第40号）の成立を受けて、その早期実現に向け、競争法を遵守した形で、**NHK、民放キー局、民放ローカル局等の関係者からなる全国レベル及び地域レベルでの協議の場を年内目途に設置⁵すべき。**
- ・ その協議の場においては、**民放ローカル局の参画も得ながら地域事情を踏まえるとともに、全国に地域放送局を有するNHKは、地上波中継局のコスト分析や仕様検討等、競争法を遵守しつつ、中心的な役割を果たすべき。**

³ 放送法第20条第5項において、「協会は、中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならない。」と規定されている。

⁴ 放送法第92条において、「特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。）は、その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努めるものとする。」と規定されている。

⁵ 少なくとも全国レベルの協議の場は、年内を目途に設置すべき。

【関連する構成員等の主な意見】

- NHKとの協力が具体化できなければ、致命傷になるローカル局も出てくると思われる。できる限り多くの放送コンテンツが今後も持続的に提供できる環境整備につながるよう議論を尽くすべき。(第1回：落合構成員)
- 放送のハード設備は構造転換を進めてコストを下げ、受信料を下げるなどしなければ若い人はテレビから離れてしまう。(第1回：坂本構成員)
- 本タスクフォースとしては、少なくとも大きな方向性を示し、関係者が前向きに議論できる「場」の設定を考えるべき。(第1回：曾我部構成員)
- 独禁法の観点でカルテルにならないような配慮は必要であり、共同発注行為や共同購入に一定の制限はあり得る。競争法上適正に行える範囲になっているか検討する可能性はあるが、具体的な議論の進捗に合わせて議論していくことが大事ではないか。(第2回：落合構成員)
- NHKと民放の協議について、全国レベルでの議論をしていくのに加えて、地域レベルでのNHKと民放ローカル局との協議の場も必要。それぞれの議論を共有して円滑に進めることのほか、地域ごとの状況を踏まえた議論にしていくためにも必要。(第3回：落合構成員)
- 県単位の個別分析が必要で、細やかなコンサルティング的アプローチをNHKに支援いただきたい。(第3回：クロサカ構成員)
- 中継局の共用については、議論を急ぐべき。競争法の観点を配慮しながら、一元化できるような議論の場所を早急に設ける必要がある。地域や場所によっては複雑な個別事情があるとのことであり、詳細を把握しながらの対応が重要。少し矛盾するが、急いで丁寧に進めて行く必要。NHKや民放だけではなく総務省も一体になって検討する必要がある。(第4回：クロサカ構成員)
- 持続可能性のある二元体制の維持・強化に向け、放送ネットワークの最適化について、民放と連携を深めて推進していきたい。個々の事業者の判断の尊重を前提に、適切な情報交換、勉強会等の実施から開始していきたい。(第1回：NHK)
- 地上波中継局（共同利用）については、経済合理性の確保と地域事情への配慮が大前提。(第1回：一般社団法人日本民間放送連盟)
- 民放が受け入れやすいNHKからの提案を待っている。当事者間の検討を見守りつつ、ニーズに合致した環境整備の後押しを。(第2回：一般社団法人日本民間放送連盟)
- 可視聴エリアの拡充は緊急災害時の放送のために重要と認識。また、共同利用の推進は財務上メリットがあり、検討の価値はある。(第2回：東京メトロポリタンテレビジョン株式会社)
- 全局が1台の放送機から電波発射出来れば、設備の省電力化、経費削減に寄与すると考える。ただ、各社の現状設備の更新時期と放送機統一化の時期を合わせるのが困難か。(第2回：株式会社テレビ神奈川)
- 中継局の共同利用について、ローカル局の負担軽減につながるのであれば賛成。地域事情などに配慮すべき。(第3回：株式会社テレビ大分)
- ハード会社への期待はあるが、NHKと民放の間で耐用年数や設備の仕様・コストの考え方が異なるほか、新たに発生する「会社の運営コスト」をどのように回収するかという課題もある。経済合理性は地域ごとに見極める必要がある。(第3回：株式会社南日本放送)

(2) 衛星放送における番組制作

<現状>

- ・ NHKは、基幹放送普及計画（昭和 63 年郵政省告示第 660 号）において、BS プレミアムについて外部制作事業者の企画・制作能力を放送番組に活用することが求められており、外部制作比率の努力目標⁶が規定されている。
- ・ NHKは、BS 右旋の 3 波（BS 1・BS プレミアム・BS 4 K）の見直しとして、2023 年（令和 5 年）12 月に新 BS 2 K（NHK BS）と新 BS 4 K（NHK BS プレミアム 4 K）に再編し、2024 年（令和 6 年）3 月末をもって BS プレミアムを削減する予定⁷としている。

<課題>

- ・ NHK が公共放送として「豊かで、かつ、良い放送番組」を提供するためには、放送番組の役割や特性を踏まえつつ、多様な企画や専門性を持つ外部制作事業者との連携を進めていくことが必要ではないか。
- ・ 我が国コンテンツ産業の発展に資する観点から、NHK による放送全体への貢献という役割を踏まえ、コンテンツ産業の重要なプレイヤーである外部制作事業者との連携を進めていくことが必要ではないか。
- ・ 多様性を生み出す観点から、番組制作会社のみならず、民放ローカル局やケーブルテレビにもできることがあるのではないか。
- ・ NHK の有する様々な優れたノウハウ等の普及につながるよう、外部制作事業者との連携を促し、我が国の映像産業の底上げ、競争力の強化につながるようにしていくべきでないか。

<検討の方向性>

- ・ 本年（令和 5 年）12 月からの NHK 衛星放送の再編に伴い、現行の外部制作比率の努力目標に代わり、実質的に現行以上となるよう、**NHK 新 BS 2 K・新 BS 4 K それぞれについて、「外部制作事業者に著作権が帰属する放送番組（外部制作事業者及び NHK の双方に帰属するものを含む。）」**を対象とする新たな目標を設定することとし、**総務省において関係者の意見を踏まえつつ検討の上、本年 12 月の衛星放送の再編にあわせて基幹放送普及計画を改正すべき。**また、NHK 及び総務省は、**新たな目標について外部制作事業者に周知すべき。**

⁶ 基幹放送普及計画に規定されている外部制作比率の努力目標は、以下の（1）及び（2）のとおり。
（1）各年度の総放送時間のうち、①外部制作事業者（国内の事業者に限る。以下この注釈において同じ。）に制作委託した放送番組及び②NHK と外部制作事業者とで共同制作した放送番組の放送時間が占める割合が 16%以上。

（2）各年度の総放送時間のうち、①企画競争によって制作委託した放送番組（NHK の子会社への委託を含む。）及び②外部制作事業者が制作に参加した放送番組の放送時間が占める割合が 50%以上。

⁷ NHK は、2024 年（令和 6 年）3 月末の BS プレミアムの削減について、2023 年（令和 5 年）12 月より、BS プレミアムの画面上で周知を行う等、削減の円滑な実施に取り組むこととしている。

- ・ 放送コンテンツの二次利用促進に向け、放送コンテンツ製作取引における著作権等の帰属等⁸の基本的な考え方を整理した「**放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン**」⁹の一層の普及・定着を図るべき。
- ・ 外部制作事業者への発注方法を含め、「豊かで、かつ、良い放送番組」の制作につながる**質的な側面を考慮した目標や評価方法**について検討すべき。

⁸ 二次使用料の分配を含む。

⁹ https://www.soumu.go.jp/main_content/000720416.pdf

【関連する構成員等の主な意見】

- NHKが様々な作り手との協働に役割を見いだしているのであれば、様々な制作事業者を活用し、広く生活者に有意義な情報を提供する存在であってほしい。（第1回：仙北構成員）
- 情報空間の多様性や人材育成などの面でも外部制作会社の役割は大きく、外部制作比率の設定は重要。（第2回：曾我部構成員）
- 衛星放送を支えてきた制作会社は有力なプレイヤーであり、NHKの衛星放送の魅力、維持発展の解を、NHKが示していくことが重要。NHKをうまく使うことによって、日本の多様性がより出てくるときの、その元になるものが実は制作会社だったり、ローカル放送局だったり、場合によってはケーブルテレビだったりということに、今以上にすることができるのではないか。（第2回：音教授）
- BSの外部制作比率のように国の目標として定めるほかにも、中期経営計画やその他公表される資料で番組制作者に予見可能な形で計画を具体的に示せないか。（第3回：落合構成員）
- NHKが様々な番組制作会社と連携を深めていければ、コンテンツの質がより高まることが期待されるため、広く生活者に有意義な情報を提供することにつながる。是非とも進めていただきたい。「番組制作会社が著作権を持つ番組」を外部制作比率の新たな努力目標にしようとするNHKの提案は非常に良い。番組制作会社との対話を進め、公共放送としてより良い番組作りに取り組んでいただきたい。（第4回：仙北構成員）
- 著作権の在り方については、NHKにも協力いただき、ATP（一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟）もさらに理解を深め、二次利用しやすくする検討をしていただきたい。（第4回：クロサカ構成員）
- 量と質、特に質をちゃんと担保しながら量的目標を達成するような目標マップみたいなものを考える必然性はないだろうか。（第4回：内山主査）
- 全映協（一般社団法人全国地域映像団体協議会）のアンケートでは、NHKが企画募集をしていることがあまり知られていないことが分かった。周知に関しては、NHKが取り組む必要もあるし、民間側で広める必要もある。（第5回：落合構成員）
- 個々の事業者を生き残らせるためというロジックではなく、視聴者に対してより質の高い番組を最終的に提供していくことを最終目標とするべき。前回会合でも言ったが、現実的なフィージビリティを考えていただくしかないと思う。数字の塩梅の決定については、総務省が基幹放送普及計画の中で適性に調整するのがバランスとしてよい。（第5回：内山主査）
- 新BS2K（NHK BS）・新BS4K（NHK BSプレミアム4K）に対し、波の特性や役割に合わせてそれぞれ努力目標を設定。対象の取引は「番組制作会社が著作権を持つ番組（NHKと共同保有を含む）」とする。（第3回：NHK）
- 前回会合で来年度からの衛星放送の外部制作比率について、新BS2K・新BS4Kのそれぞれの役割や特性を踏まえて、2波それぞれに努力目標を設定すること、対象取引は、番組制作会社が単独もしくはNHKと共同で著作権を持つ番組として、番組制作会社の権利確保に資することを示したが、この方針についてATPには御理解いただいたと受け止めた。（第4回：NHK）
- ATPとしては、BSの2チャンネルのそれぞれについて外部制作比率の目標が設定されること、また、これまでの指標の算定の考え方を変更し、「番組制作会社が著作権を持つ番組」を対象とすることについて、ATPの意見を踏まえていただいたものとして高く評価し、歓迎します。（第4回：一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟（ATP））

(3) 放送コンテンツのインターネット配信の推進

<現状>

- ・ NHKは、2020年（令和2年）4月より、地上放送の常時同時配信及び1週間の見逃し配信サービスとして、「NHKプラス」を開始。また、NHKがインターネット活用業務を行うに当たり民放と協力して取り組んでいくことは重要との観点から、NHKに対し、民放によるインターネット番組配信の円滑な実施に必要な協力をする努力義務¹⁰が課されている。
- ・ 民放各社は、無料動画配信サービス「TV e r」をはじめ、無料・有料を問わず見逃し配信等のサービスを提供している。

<課題>

- ・ 国民・視聴者からすれば、NHKや民放の放送コンテンツをテレビでもインターネットでも見たいというのが当たり前の時代になっており、放送事業者の競争領域は「放送」に閉じなくなっている。取材力や発信主体としての信頼性に裏打ちされた放送コンテンツに国民・視聴者が触れることのできる環境をインターネット上にも早急に確立することが必要ではないか。
- ・ その際、国民・視聴者の利便性を追求する観点から、「アクセス性」・「一覧性」の確保を目指すべきであり、そのプラットフォームの在り方としては、既にいくつかのプラットフォームが存在している現状を踏まえ、それぞれの特性を活かした検討を行うべきではないか。

<検討の方向性>

- ・ 国民・視聴者にとっての利便性確保の観点から、**民放ローカル局の意見も丁寧に聞きつつ、インターネット動画配信サービスによる動画の視聴データの適切な活用にも意識して、既存プラットフォーム間での連携や仮想的なプラットフォームの構築により、NHKと民放の地域情報を含めた放送コンテンツへの「アクセス性」及びその「一覧性」が確保できる環境を整備**すべき。
- ・ インターネット接続テレビ上での「アクセス性」・「一覧性」確保の在り方について、**放送事業者、メーカー等による検討体制を年内に設置**すべき。実証事業を本年度から実施し、**来年度を目途に、関係者の参照に資する技術仕様を策定**すべく検討すべき。その際、英国等における優先表示（プロミネンス）の動向等も参考にし、一覧性を確保するために必要となるメタデータの適切な取扱い等に留意して検討すべき。
- ・ 放送コンテンツの二次利用促進に向け、放送コンテンツ制作取引における著作権等の権利の帰属等の基本的な考え方を整理した「**放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドライン**」の一層の普及・定着を図るべき。

¹⁰ 放送法第20条第15項において、「協会は、第二項第二号の業務を行うに当たっては、全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供するよう努めるとともに、他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。」と規定されている。

【関連する構成員等の主な意見】

- 有料動画配信市場ではどんどん外資勢に押されている現状がある。直近では外資のシェアが半分を超えた。視聴者のネット接触時間の増長と合わせて、国内だけにシェアを持つことの危険を訴えたい。（第1回：内山主査）
- 一視聴者としては放送のコンテンツをテレビでもネットでも見たいというのが当たり前になっている時代。一覧性を持ってインターネットでも民放もNHKも見たいという視聴者がいっぱいいると思う。（第2回：長田構成員）
- NHKプラスやTVerにローカル局のコンテンツが乗り、それが探しやすくなるような一覧性のあるプラットフォームになることができれば、これは視聴者にとっても選択肢が広がる点で有益。（第2回：大谷構成員）
- ネット配信の実証事業を行ってみれば、どういう課題があるのか気づきもあると思う。（第2回：長田構成員）
- ニュースも含めたNHKと民放の一覧性のあるプラットフォームがあれば国民生活センターの啓発コンテンツのようなものも視聴者に届けやすい。課題を整理し、スピード感をもって推進していただきたい。（第2回：仙北構成員）
- 視聴者から見て一覧性のある入り口からNHKプラスやTVerにリンクしていくようなプラットフォームが実現すれば、NHKが放送業界に貢献した十分な実績にもなるのではないか。（第2回：大谷構成員）
- 各ローカル局のアンテナショップが一堂に集まったプラットフォームという考え方について、そういうお客様を引き寄せるようなプラットフォームの在り方というのも考えていく価値があるという、よいヒントをいただけたと思う。（第3回：大谷構成員）
- NHK・民放各社・ローカルなど色んなコンテンツが一覧性をもって見つけられるような形でプラットフォームを実現してほしい。NHKの地方局を核として真剣に考えていただきたい。（第3回：長田構成員）
- テレビということで議論していると、日本のテレビ産業の中のいろんなバランスとかに目が行きがちだが、ネットメディアと戦うためにはどうしたらいいかを考えるべきであり、放送全体で何かしらのプラットフォームをつくっていくことが重要。物理的なプラットフォームに統一することではなく、複数のプラットフォームがあっても、それらが相互に連携したり、ひとつの窓の中に全部あることで、国民に一番リーチできるのではないか。あわてて物理的に統一することに進まなくてもよい。仮想的・擬似的なプラットフォームをまずは目指すことが重要。（第3回：三友構成員）
- 多様性に対応したプラットフォームのニーズがあると考え。文字放送なども含めた多言語対応など、海外の方や年配の方など多様な方がシンプルな操作で誰もが良い情報に触れられる役割を、放送事業者の共通プラットフォームで準備いただくことが公共的な役割として重要ではないか。（第4回：坂本構成員）
- テレビのチャンネルを合わせるように、その場所に行って視聴者自身の希望に応じて、好きなチャンネル・プラットフォームを選べるような場所、Netflixのプレゼンにもあった相互推奨があるとか、番組間の連携をたどってより興味の深掘りが出来るとかそういった緩やかなつながりを持って、日本のテレビのコンテンツの魅力を見せていく取組を急ぎ進めて行く必要がある。（第4回：松下構成員）
- 放送由来のコンテンツは非常に信頼できる。その理由はコンテンツ作成にお金を掛けて、チェックも行っていることを踏まえ、これが放送で出ていくときに意味のある価値のあるもの、つまりはトラストの観点で、ネット配信の議論を進めていくことが必要である。（第4回：クロサカ構成員）
- インターネット配信において重要なのは閲覧履歴等のデータを、明確な規律の下で適正に利用し、ユーザの便益の向上につなげることである。NHKと民放が連携した配信プラットフォームの拡充において、こうした配信データの取扱いや、放送における視聴データとの連携等の課題を解決する検討が必要である。（第4回：クロサカ構成員）
- TVerが若い世代のユーザーも確保していることが分かり、テレビ離れが言われる中で心強く感じた。無料の短尺動画ばかりではなく、国内のしっかりしたコンテンツを見てもらうことは重要。（第5回：松下構成員）
- キーワードは「連携を密にする」、「コミュニケーションを取る」である。TVerの業績が伸びているのは、ローカル局との密な連携やユーザーの声を聞いていることが要因であると思う。（第5回：仙北構成員）
- NHKのプラットフォームにローカル局がコンテンツを出しても、地域の人に確実に届く仕組みがあるのかということや経済的なメリットがあるのかということが示されておらず、エリア事情も様々なので、多くのローカル局を交えた丁寧な議論が必要。（第3回：株式会社テレビ大分）

(4) 衛星放送の放送ネットワークインフラの効率化

<現状>

- ・ 衛星放送は、広域性・経済性・大容量性・高品質性という特徴を有するメディアである。
- ・ 制度上、ソフト（放送の業務）とハード（衛星）が分離しており、ハードについては、BS放送においては株式会社放送衛星システム（B-SAT）、CS放送においてはスカパーJSAT 株式会社が提供している。
- ・ 衛星放送は、高品質、高機能、多チャンネルのサービスを提供する放送メディアとして、その開始以来、成長を続けてきたが、近年では、インターネット動画配信サービスの台頭等を受け、市場規模、加入件数ともに横ばいないし減少傾向となっている¹¹。

<課題>

- ・ 衛星放送についても、地上放送と同様、国民・視聴者が質の高い放送コンテンツを視聴できる持続可能な仕組み作りとして、放送ネットワークインフラの効率化が必要ではないか。
- ・ 国民・視聴者にとっての衛星放送の意義を改めて認識しつつ、質の確保とコストの抑制の両立を図るため、共同衛星、管制の在り方等について専門的・実務的な検討の場が必要ではないか。

<検討の方向性>

- ・ 衛星放送の質の確保とコストの抑制の両立を図るため、**共同衛星、管制の在り方等について、株式会社放送衛星システム（B-SAT）、スカパーJSAT 株式会社等の関係者からなる検討の場を早急に設置**すべき。
- ・ その検討の場においては、共同衛星の打上げを視野に、関係者の理解を得つつ、質の確保とコスト抑制に資する課題の整理とその課題解決方策について検討し、可能なものについて**年度内を目途に中間報告**を行うべき。

¹¹ 放送を巡る諸課題に関する検討会「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」報告書（2021年10月29日）「第2章 衛星放送の現状・課題」「1. 衛星放送をめぐる環境の変化」による。

【関連する構成員等の主な意見】

- 衛星は営利事業とはいえ、日本にとって衛星放送がどうあるべきかという方針がなければ判断できない点もある。(第1回：クロサカ構成員)
- 衛星分野での共同衛星、管制など大きなコストの低下が期待できることについては、早期に検討の場を設ける必要。(第1回：大谷構成員)
- 衛星打上げのコストや共同衛星の運用実績も踏まえ、将来形について早期の整理が必要。専門的に議論できる場を総務省が整備することが重要。(第2回：落合構成員)
- 少し時間をかけて検討できるようなワーキンググループということもあり得る。(第2回：大谷構成員)
- 衛星放送がなくなるリスクは排除しなければならない。安く安定したサービス提供を合わせて考える必要があり、結論ありきではなくプロセスも当事者で話し合うことが重要。(第2回：音教授)

(5) 国際発信の強化

<現状>

- ・ NHKは、外国人向け・在外邦人向けにテレビ・ラジオ国際放送を実施している（一部、インターネットでも配信している。）。外国人向けのテレビ国際放送は、「NHKワールド JAPAN」として、報道、文化、情報、ドキュメンタリー、科学等の番組を放送している。
- ・ 放送法の規定¹²に基づき、我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことにより、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供するための要請放送を実施している。

<課題>

- ・ 国際的にも放送からインターネットへのシフトは進んでおり、国際発信についても、インターネットを含めた情報空間全体で考えていくことが必要ではないか。
- ・ 我が国コンテンツ産業の発展のため、海外との競争を意識しつつ、可能な範囲でNHKと民放とが協調して前向きに取り組んでいくことが必要ではないか。

<検討の方向性>

- ・ **NHK国際放送については、我が国国際発信のフラッグシップの役割を担うものとして、外国人や在外邦人のアクセス方法の見直しや提供コンテンツの充実等を図るべき。**具体的には、**①インターネット配信の強化**、**②コスト負担の軽減**（インターネット配信の活用による伝送コストの軽減等）、**③コンテンツ調達の在り方**（番組制作の競争性・透明性の確保、民放や株式会社日本国際放送（JIB）等の外部リソースの活用等）、**④財源の在り方**（要請放送交付金の使途、広告収入の可能性等）**を含め、それらの課題や課題解決方策について検討を行う場を早急に設置すべき。**
- ・ その際、NHKが国際放送で培ってきた**放送コンテンツの制作やローカライズ等のノウハウ・技術を放送業界全体で共有することについても検討すべき。**
- ・ 検討の結果は、可能なものについて**年内を目途に中間報告**を行うべき。

¹² 放送法第65条第1項において、「総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。」と規定され、また、同法第67条第1項において、「第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。」と規定されている。

【関連する構成員等の主な意見】

- 本タスクフォースは、産業としてNHKと民放の「協調」の側面を取り上げる場であり、国内勢で日本のメディアシーンを盛り上げていきたいという趣旨。今後のインターネット空間・情報空間での他産業や海外との競争を意識したものであり、その趣旨を理解の上、前向きな議論をお願いしたい。(第1回：内山主査)
- NHKが国際的にもテレビからネットにシフトしていく中で、外国人に見ていただくという観点でインターネット配信を強化していく必要性が高まっている。(第3回：落合構成員)
- NHKの国際放送については国からの要請に基づく交付金が入っており、最終的には受信料と一体で使用されているため、交付金がどういう形で使われているのか分からない部分がある。NHK自体のガバナンス・透明性の向上のほか、様々なプラットフォームとしてのNHKの活用を考えていくに当たっては、どの財源がどのように使われているかについて、NHKの説明責任を問うていくことが大事。(第3回：落合構成員)
- NHKの国際放送は日本のフラッグシップとして役割を果たしている。国内で徴収した受信料で支弁することについてより理解を得ていくためにも、オールジャパンで国際に出て行くことは重要であり、そうすれば民放のコンテンツものせることの意味も出てくる。費用を支弁するひとつの方法として、海外向けについては広告収入を検討してもよいのではないか。(第3回：三友構成員)
- 編成によってあらかじめ調達方法が絞られてしまっているという側面があり、番組制作事業者の選定プロセスにおいて透明性や競争性を高める必要がある。(第3回：クロサカ構成員)
- NHKの国際放送については、これまでネット配信の強化、広告収入の可能性、番組制作の競争性の確保、国からの要請放送交付金を含めた財源の透明性等、様々な議論が展開されてきたが、いずれも重要な意見であったと感じている。本タスクフォースでは、国際放送の視聴環境の拡大や、放送コンテンツの拡充の観点での課題解決に向けて一定の方向性をつけているところであるが、更なる課題についても引き続き検討し具体化することが重要。(第4回：クロサカ構成員)
- 国際発信について、広告収入の可能性について検討いただきたい。その際、二元体制の維持を考えた時に、コンテンツを制作する際にNHKの行動原理が民放と同じになると二元体制の維持ができなくなる。NHKの行動原理を変えないような形で、広告料を原資とした民放への協力活動、民放への分配などを慎重に設計することは重要。(第4回：落合構成員)
- 今後海外で生活している現地の方々にもどのようにリーチしていくのかということについて、NHKの様々な知見、必要なライツクリアランスや二次利用などについて、放送事業者や制作会社等に提供いただけませんか検討していただきたい。(第5回：クロサカ構成員)
- J I B (株式会社日本国際放送) の海外展開のためにどのような部分で協業できるか、日本のコンテンツが海外に出て行くために取り組めることがあるか、模索したい。本タスクフォースの議論の中でNHKが持つノウハウを認識したところ。膨大なコンテンツに字幕を付けたり、ローカライズする上で効率がいい体制ができているのではないかと思う。民放局の立場としては聞きづらいこともあるかもしれないため、BEAJの立場として、今後ヒアリングを進めて参考にできる部分、共有できる部分の有無など聞いていきたい。(第5回：一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構 (BEAJ))
- 本日の発表を聞いて、BEAJと協力していく余地があると感じた。連絡を密に取りたい。(第5回：株式会社日本国際放送 (J I B))

3. 今後の進め方

本タスクフォースは、2023年（令和5年）6月19日の第1回会合以降、約2ヶ月間で計6回の会合を重ね、公共放送NHKが放送全体のプラットフォームとして果たすべき役割について、国民・視聴者の目線で短期集中的に議論を重ねてきた。

本タスクフォースの役割は、各検討項目について現時点で何らかの結論を導くことではなく、今後、具体的な検討を進めていくための「道標」として、課題とその検討の方向性を示すことにある。それゆえに、今後は、本取りまとめにおいて示した「道標」に基づき、新たな検討の場において具体的な検討を進めていくことが何より重要となる。

インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる中、放送が今後もその社会的役割に対する国民・視聴者の期待に応えていくためには、インターネットメディアにおける海外勢との競争環境の現状も踏まえつつ、NHK、民放等の関係者が協調できる場所は協調を模索していく必要がある。

関係者の協調を進めるに当たっては、将来的な展望を見据えた上で、これまでは必ずしも関係が密でなかった場合も含めて「関係者」の範囲を捉え直し、その新たな「関係者」間においてコミュニケーションを取り、互いの課題を共有することから始めることが肝要である。

また、放送業界は、多様性と多元性の追求を基本テーゼのひとつとして持つ産業領域であることにも鑑み、個々の経営主体の意思や判断は尊重されるべきものであり、これを尊重しつつ、健全な情報空間の確保という社会的役割に対する期待に積極的かつ持続的に応えていくことが求められる。

本タスクフォースとしては、NHK、民放をはじめとする「関係者」が、こうした基本的認識の下、一丸となって精力的に検討を進めていくことを期待しており、本取りまとめがその一助となれば幸いである。